

産学連携推進と知的財産

～産・学相互の発展を目指す連携の推進と知財の取扱い～

2019年9月20日(金) 14:00～17:00

講師

佐田 洋一郎 氏

山口大学 学長特命補佐(知財戦略担当)/特命教授/
顧問弁理士/知的財産センター東京所長



大学を知れば研究室があなたの会社のシンクタンクに！知財を知れば産学連携活動が円滑に！

◆政府が産学連携活動を提唱して16年経った現在、本格的イノベーション創出を目指し、大学と企業の組織対組織による連携環境の強化策と、相互の利益の獲得を打ち出しました。そのため、多くの大学では、産業界との連携強化を目指し、企業関係者やOBを迎え始めています。

◆ところが、大学の研究者の世界が、上下のない横一線の個別自主活動の文化であることにとまどい、しかも自ら事業化できない(法的に)大学が求める知財の機能等、大学と産業界の意識や取り扱いの違いに異口同音に驚かれることが、多いのも現実です。

◆そのために、産と学の連携は、まずは異文化相互の理解が不可欠となります。

◆また産学連携の事務処理においては、そこかしこに、知財の問題が伴ってくるため、企業と大学研究者の橋渡しを手掛けるにおいても、知財知識の必要性やその対応をこなすことにより、研究者からの信頼を得て、円滑なる産学連携活動に繋がる、ということに気付くには、それほど時間を要しません。

◆今回、産業界の人々が、もっとリアルな大学の姿を知り、研究支援者の方々が、連携活動に必要な知財の基本知識やノウハウを知ること、大学の更なる活用と、産学官連携の活性化と推進が可能となります。

◆16年間異文化の中で模索しながらの産学連携活動の経験を、是非皆様にお伝えしたいと思います。

<アジェンダ>(アジェンダは変更となる場合がございます。)

1. 知財の専門家でも気づきにくい
大学が知財に求める第三の機能
2. 学内で埋もれている
知的資産、知的財産、知的財産権
3. 特許取得の基本のキ
4. 教科書には出てこない特許取得のノウハウを知ろう
5. 研究現場での各種注意点
 - (1) 研究体制によって変わる特許権の帰属先
 - (2) 研究者やURA等が悩む発明者認定問題
 - (3) 混同しやすい発明の寄与率と持ち分
 - (4) 研究活動を止められないための出願前譲渡の注意点
 - (5) 多くの研究者が気づかない受託研究の権利とは
 - (6) 共同研究成果の、出願時・実施時の法律的注意点
 - (7) 知財専門家の多くが知らない
職務発明の大学独自の取扱い
 - (8) 審査で有効性を発揮する明細書の強調ポイント
6. 技術移転活動に重要な特許権の強い弱いの判定法
7. 知的財産権の強化につながる産学連携活動の効果
(旬な情報提供のため変更有)

◆日時 2019年9月20日(金) 14:00～17:00

◆会場 虎の門三丁目ビルディング1階 研修室 (東京都港区虎ノ門3丁目1-1)

◆定員 50名

◆講師 佐田 洋一郎 氏 山口大学 学長特命補佐(知財戦略担当)/特命教授/
顧問弁理士/知的財産センター東京所長

◆受講料 会員無料・一般5,000円 (※消費税込み)

◆申込 FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・特別企画講座他」)